

監査委員告示第4号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和5年3月24日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 柴田 はすみ

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

- 1 監査執行年月日 令和5年2月17日（金） 午前11時30分から
- 2 監査対象部局及び監査の対象
市長直轄組織 会計課
 - （1）帳簿諸表について
 - （2）毎月末現在の諸表について
 - （3）地方自治法施行令及び木津川市会計事務規則に規定する金融機関等の検査について
 - （4）定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について
- 上下水道部 水道業務課
 - （1）水道使用料について
 - （2）審議会の答申を受けた安定した収益確保の対応状況について
 - （3）随意契約について
 - （4）定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について
- 上下水道部 水道工務課
 - （1）加茂地区基本計画の策定について
 - （2）山城浄水場の更新工事の状況と更新費用の削減状況について
 - （3）随意契約について
 - （4）定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

上下水道部 下水道課

- (1) 下水道使用料について
- (2) 審議会の答申を受けた安定した収益確保の対応状況について
- (3) 下水道未接続者への対応について
- (4) 随意契約について
- (5) 定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

(1) 個別課題について

結果、監査を行った範囲内において、おおむね適正であると認められ、検討や改善を要する指摘事項は見受けられなかった。

なお、今後の行政運営を進める上で、注意又は要望事項について、別紙のとおり意見を述べる。ただし、軽微な事項については省略する。

(2) 令和4年度共通課題について

令和4年度の共通課題としている「所管する補助金について」は、全ての課の監査が終了後、まとめて結果を報告することとする。

(別 紙)

【会計課】

監査結果報告に添える意見として、新型コロナウイルス感染症対策に関する補助金などについて、これまでになかった予算執行が増えていることから、引き続き、支出命令書などに誤りがないよう確認されたい。

基金について、引き続き、財政課と調整し適正な運用に努められたい。

証憑確認について、引き続き、支出命令書に誤りが発生しないよう担当課に指導されたい。

【水道業務課】

監査結果報告に添える意見として、不能欠損処理を行う場合は、生活困窮や高齢者の独り暮らしなどを考慮し担当課と連携されたい。また、高額な滞納者へ適切な滞納対策を行うとともに交渉の記録を残されたい。

水道事業開発分担金に係る消費税の課税扱いについて、再度、税務署に確認し問題が生じないよう調整を図られたい。

【水道工務課】

監査結果報告に添える意見として、山城浄水場更新工事について、計画浄水量のダウンサイジング化が図られている。工事施工においても、引き続き、経費の削減に努め工事を進められたい。

【下水道課】

監査結果報告に添える意見として、不能欠損処理を行う場合は、今後も、滞納者へ適切な滞納対策を行うとともに交渉の記録を残されたい。また、悪質な滞納者等への取組についても、引き続き、適切な滞納対策を実施されたい。

組織改正について、経営改善につながるような効果がある組織改正とされたい。また、組織改正に伴う文書管理に注意されたい。

以 上。